



かわさき市民公益活動助成金

2026年度募集案内

かわさき市民公益活動助成金は、団体運営の将来の自立・発展を図るため、市内で公益的な活動を行っている市民活動団体の「事業」を資金面から支援する制度です。

※公益=不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する

【この制度は、川崎市からの補助金(*1)および公益財団法人河川財団からの助成金(*2)を原資としています】

(*1)2026年度川崎市予算の成立を前提としています。

(*2)多摩川エコミュージアムプランの推進等に資する自然環境や歴史・文化に関する調査研究等の諸活動を支援することを目的としています。



募集期間 (最終日の提出受付は17時まで)

ステップアップ30助成および

ステップアップ100・200助成(初回) の募集

2025年12月2日(火)から

2026年 1月20日(火)必着

1月19日(月)は休館日です。ご注意ください

スタートアップ助成

ステップアップ100・200助成(2~3回目) の募集

2025年12月2日(火)から

2026年 2月20日(金)必着



提出書類 【すべて必須】

(1)かわさき市民公益活動助成金申請書(第1号様式:P1-6)

※当センターホームページからもダウンロードできます

(2)団体の規約・会則

- ・ 団体の規約・会則がない場合は作成し、添付してください。
- ・ 提出書類は返却しません。必ず写しを保管してください。



応募方法

上記提出書類を、期日までに当センターまで持参または郵送、所定の申請フォームから提出してください。

※提出先の詳細は8ページ目に掲載しています

※郵送で送付した際には、必ず当センターに到着確認を行ってください



助成対象期間

2026年4月1日～2027年3月31日の期間に行われる事業



助成対象となる団体

※ 該当の可否でご不明な点は直接お問合せください。

次の要件をすべて満たす団体

1 市民活動(*1)を行っている団体であること。(暴力団または暴力団が関与する団体を除く)

2 市内で活動を行っていること。(事務所の所在地は不問)

3 主たる構成メンバー(*2)に、市内在住、在勤または在学者が最低1人含まれていること。

☞(*1) 市民活動とは?

ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に活動に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する営利を目的としない活動をいいます。

ただし、布教を目的とする宗教活動、特定の政党や候補者を支援する活動を除きます。

☞(*2) 団体の主たる構成メンバーとは?

代表者、副代表者、事務局長、庶務、会計など団体活動の中心的役割を担う者をいいます。



助成対象となる事業(助成メニュー:4種類)

| 新しく活動を開始した 団体が行う事業 | | これまでの活動を充実または拡大して実施する事業や、 新たに企画し実施する事業 | | |
|---------------------------|--|---|---|-----------------------------|
| 助成メニュー | スタートアップ | ステップアップ 30 | ステップアップ 100 | ステップアップ 200 |
| 助成額 | 10万円以内 | 対象経費の 80%以内かつ 30万円以内 | 対象経費の 80%以内かつ 100万円以内 | 対象経費の 70%以内かつ 200万円以内 |
| 申請資格 (2026年 4月1日現在) | 3人以上で構成され る発足後3年未満の 団体 1団体1回のみ受給 できます。 | スタートアップの受給 経験があり、5人以上 で構成される発足後 3年未満の団体 右記の同一事業3回 までの回数には含まれ ません。 | 5人以上で構成される発足後概ね3年以上の 団体 ・1団体1事業のみ申請できます。 ・同一事業では、ステップアップ100・200あわせ て3回まで助成を受けることができます。但し毎 回申請の上、審査を受ける必要があります。 | |
| 申請前の 個別相談 | 必須 | | 任意 | |
| 審査 | 書類審査のみ | 書類審査+公開プレゼンテーション審査 | | |

対象外の事業

他の助成金を平行して申請する場合の取扱い☞ P6 Q3

1 申請事業が他から委託されたものである場合

2 川崎市または川崎市出資法人等から(1)申請事業と同一事業の補助金・助成金受給している場合、または、
(2)団体運営に関する補助金・助成金を受給している場合(※申請段階で受給が決定している場合を含む。)

3 すでにステップアップ100・200において、通算3回の助成を受けた事業と同一の場合



対象となる経費 ※○印…認められる経費

※ 経費には、今回申請事業の記録・報告に関する諸経費も含めることができます。

※ 原則として交付後の予算の変更(費目間流用)は認められませんのでご注意ください。

| 費目 | 内容・例 | 別添資料の提出 | スタート | ステップ [°] |
|-----------------|---|--|------|-------------------|
| 謝礼金等 | 講師謝礼、指導料、コーディネーター料、ファシリテーター料等 ※ 1人あたりの謝礼金の上限は原則5万円(税込み、1日単位)です。 ※ <u>デザイン料・保育料・通訳・出演料など特定の技能・知識を生かした役務については役務費として「その他経費」に記入してください。</u> ※ 団体メンバー(とくに申請書P3「実施体制」に掲げるメンバー)への支払いは認められません。 | | ○ | ○ |
| 旅費・交通費 | 移動等に係る交通費、通行料金、宿泊費等 ※ 交通費については団体メンバーも計上の対象となります。 ※ 地域の限定はありませんが、必要性の観点から審査します。 | | ○ | ○ |
| 消耗品費 | <u>単価2万円未満の用紙代等の消耗品、材料、書籍等の購入費等</u> | | ○ | ○ |
| 印刷製本費 | 公共施設等におけるコピーおよび印刷経費、業者等への印刷・製本に関する委託料等 | 必要 (業者見積等) ※委託時 | ○ | ○ |
| 通信運搬費 | 通信運搬に係る切手、メール便等 | | ○ | ○ |
| 使用料・賃借料 | 施設等の会場使用料、車両・機器等の賃借料 | | ○ | ○ |
| 備品費 | <u>単価2万円以上で、かつ当該事業に必要不可欠なもの</u> ※ 備品費の割合は予算全体の10%までとします。 | 必要 (業者見積等) | × | ○ |
| 当該事業に係る団体の運営維持費 | ※ 申請事業の実施に伴い新たに必要となった部分に限る 事務所等賃借料、光熱水費、電話料金(*1)、アルバイト賃金(*2) 【算出方法】 (1)事務所等賃借料=月額賃料(10万円以内)×借上期間 (2)光熱水費=月額使用料×使用期間 (*1)電話料金についての考え方は記入の手引きP5をご参照ください。 (*2)団体メンバー(とくに申請書P3「実施体制」に掲げるメンバー)へのアルバイト賃金の支払いは認められません。 | 必要 (算出根拠の参考とした資料(写し)) ※事務所等賃借料、光熱水費、電話料金のみ | × | ○ |
| その他経費 | 役務費、各種保険料、振込手数料、その他上記費目以外の経費 ※ 他団体が主催する講座等への参加費や負担金は認められません。 ※ 憇親のための飲食に係る経費は認められません。 | 必要 (業者見積等) ※委託時 | ○ | ○ |

※必要に応じ、見積書等の提出をお願いする場合があります。



審査基準

審査にあたっては、当センターが設置した審査委員会において、申請内容を次の項目に基づき総合的に判断し、採点します。申請書の記入にあたってはこれらの視点を考慮してご記入ください。

| 審査項目 | 評価の視点 |
|-------------|---|
| 事業目的の公益性 | 事業に重要性・必要性があり、広く市民に利用や参加の機会が開かれているか。 |
| 事業内容の具体性 | 計画の内容、実施方法・スケジュールが具体的か、現実的に可能か。 |
| 事業の成果 | 自分たちではなく、ステークホルダー(利害関係者)に及ぼす影響が期待できるか。 |
| 団体の自立性 | 団体としての継続性と将来性があるか。 |
| 事業実施の実務的な能力 | 事業の実施体制が整っているか、収支予算(収入見込み・支出計画)に整合性があり、妥当かつ適切に計上されているか。 |

★第2次審査のみ

| | |
|-------|---|
| 総合的評価 | 上記をふまえ、助成金交付事業としてふさわしいかどうかを、審査委員がそれぞれの観点から、総合的に評価します。 |
|-------|---|



審査・交付

| 経過 | 日程および場所(予定) |
|--|--|
| ■ 書類審査(第1次審査) スタートアップ、ステップアップ30およびステップアップ100・200の新規事業が対象です。 スタートアップについては、この書類審査が最終審査となります。 ※スタートアップについては、申請前の事前相談が必須となります。 | 2026年2月下旬 |
| ■ 公開プレゼンテーション(第2次審査) スタートアップを除く上記第1次審査を通過した団体、およびステップアップ100・200の継続事業が対象です(参加必須)。 | 3月28日(土)・29日(日) かわさき市民活動センター (武蔵小杉駅) |
| ■ 審査結果 全申請団体あて書面にてお知らせします。 | 4月初旬頃 |
| ■ 助成金の振込 金融機関に振り込まれます。交付決定した団体は口座が必要です。 | 5月末 |

※ 申請額が満額認められない場合があります。

※ 交付決定にあたり条件がつけられる場合があります。

※ 審査は単年度ごとに行います。

※ 審査委員会での審議内容および審査順位は非公開です。



交付にあたって【重要】

■ 当助成金対象事業である旨の記載

助成金の原資である公的資金の使途を広く市民に知っていただくため、申請事業で作成する広報物や成果物などには必ず「2026年度かわさき市民公益活動助成金対象事業」である旨を明記してください。また、助成金で購入した備品等にも、その旨をシールなどで表示していただきます。

■ 広報物・成果物について

上記で示した広報物や成果物(電子媒体も含む)などにおいて、著作権・肖像権などの侵害ならびに名誉棄損などの恐れのある記述等はしないようご注意ください。

■ 団体情報の変更、申請内容の変更および中止等の取扱い

事業実施期間中に団体情報の変更があった場合は、必ず事務局あて「助成金申請に係る団体情報変更届」を提出していただきます。

また、やむをえない理由による事業内容の変更および中止等についても、必ず事前に事務局に報告してください。「かわさき市民公益活動助成金事業変更申請書」を提出していただくことがあります。

■ 経費配分変更の取扱い

事業経費については、費目間流用は原則認められませんが、やむをえない理由により経費配分に変更が生じ、その合計額が所定の割合を超えない場合には、「予算流用届」を提出していただきます。

■ 団体訪問

申請事業の進捗状況を確認するため、事業実施期間中に団体訪問を行います。

■ 事業成果報告

交付団体には、申請事業終了後、年度末に「事業報告書」および関連書類を提出していただきます。また、2027年4月下旬(日時未定)に開催する公開事業報告会での報告をもって事業完了とします。事業報告会での報告がない場合は、助成金を返還していただくことがあります。なお、事業成果報告については助成金事業の広報に活用させていただきます。

■ 助成金額の確定

公開事業報告会終了後に送付予定の「助成金額確定通知書」をもって、助成金額を確定します。

また、実施過程でやむをえず事業が中止または内容変更等が発生した場合等は、助成金を返還していただくことがあります。

■ 提出物遅延に関する取扱い

指定期日までに申請書類の提出がない場合は、助成金が交付されないことがあります。また、報告書類の提出がない場合は、助成金を返還していただくことがあります。



申請に関するQ&A

これまでに寄せられたお問合せのうち、数多く寄せられた質問を中心にお答えしています。掲載内容以外の質問につきましては事務局まで直接お問合せください。応募期間以外でも随時受付けています。

Q1 過去にどのような団体が受給していますか？

⇒ かわさき市民活動センターホームページで過去の受給団体を掲載しています。そちらをご覧ください。

Q2 同一年度内に1団体または1グループで複数(2件以上)の申請は可能ですか？

⇒ 複数申請はできません。申請できるのは1団体または1グループにつき1件です。

Q3 同一事業で他の助成金申請を平行して申請することはできますか？

⇒ 川崎市および川崎市の出資法人などに同一事業で補助・助成、委託等を申請する場合は、決定後どちらか一方を選択していただきます。その他の助成金については問題ありません。なお、平行申請する場合は申請書 P. 4に状況を記入してください。

Q4 年度を越えて行う事業を申請することはできますか？

⇒ できません。当助成金は当該年度内(4月1日から翌年3月31日まで)の期間に実施される事業が対象です。

Q5 団体の会則(規約)がないのですが。

⇒ 提出は必須ですので、作成し添付してください。会則(規約)については、ご希望により見本をお渡します。

Q6 提出書類以外に団体のリーフレット、活動写真、新聞の掲載記事などを添付してもいいですか？

⇒ 提出書類[(1)申請書(第1号様式:P1~6)、(2)団体の規約・会則]以外の添付書類があった場合、申請団体の公平性を担保するため、審査の材料にはいたしません。なお、申請にあたり団体活動情報の収集が必要な場合は、事務局から団体へ別途提供をお願いすることがあります。

Q7 活動準備期間は「活動実績」になりますか？

⇒ 算入してかまいません。

Q8 発足後3年未満／以上の「発足後」とは？

⇒ 団体が発足した日以降を意味します。とくに設立総会を行っていないことも構いません。

Q9 ステップアップ100・200の申請資格にある「概ね3年以上」とは？

⇒ 2026年4月1日時点で団体発足から2年10ヶ月が経過していることを意味します。

Q10 申請に事務所の有無は関係ありますか？ また、ある場合、事務所は市内にないといけませんか？

⇒ 事務所の有無は特に関係ありません。代表者の自宅などを事務所として有している場合でも結構です。また、事務所が市内になくとも、おもな活動場所が川崎市内であれば申請できます。

Q11 「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」とは？

⇒ 参加の機会が確保されるなど、広く市民に開かれた活動をいい、「公益」という言葉に置き換えられます。特定の個人・団体の利益を図るものではありません。

Q12 「これまでの活動を充実または拡大し行う事業や新たに企画し行う事業」とは？

⇒ 「これまでの活動を充実または拡大し行う事業」は事業の対象者・活動地域や時間等を充実または拡大して行うこと、「新たに企画し行う事業」とは、例えば障がい者の余暇活動を目的に行っていた「日帰りキャンプ事業」を、新たに「スポーツレクリエーション事業」として形を変えて企画することなどをいいます。

Q13 対象経費について、より詳細を知りたいのですが。

⇒ 詳細は別紙「記入の手引き」を参照ください。ご不明な点は事務局までお問合せください。

Q14 公開プレゼンテーションや報告会での報告は、代表者がしなければなりませんか？

⇒ 代表者である必要はありませんが、当日審査委員から質問される場合がありますので、申請事業内容（予算も含めて）について回答できる方をお願いします。

Q15 助成金申請が「満額認められない場合」とは？

⇒ 審査の過程で審査委員などから事業内容や経費について説明を求められる場合があります。状況により金額の査定を行い、申請額を減額し交付決定する場合があります。



個人情報の取扱いについて

当センターは、助成金申請・交付にあたり収集する個人情報を保護するため、「公益財団法人かわさき市民活動センター個人情報保護方針」に基づき適正な管理を行います。

公益財団法人かわさき市民活動センター個人情報保護方針

公益財団法人かわさき市民活動センターは、利用申込・各種申請等の個人情報（特定の個人を識別できる情報）について、次の方針で取り扱います。

1 法令等の遵守

個人情報の保護に関する法律及び関係する法令等を遵守します。

2 利用目的の特定

個人情報は、その利用目的をできる限り特定し、あらかじめ御本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われる場合を除き、その利用目的の範囲内で取り扱います。

3 個人情報の適正な取得及び利用目的の明示

個人情報は適正な手段で取得し、その利用目的を明示します。

4 正確性の確保

取り扱う個人データについては、利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

5 安全管理措置

- (1)個人情報の漏えい、破壊、紛失、改ざん、誤用等を防止するための適切な安全対策を講じます。
- (2)個人情報の保護についての職員への教育を行います。
- (3)個人情報の取り扱いを委託する場合、個人情報の取り扱いに関する委託先の適正な管理及び監督を行います。

6 第三者提供の制限

法令により例外として扱われる場合を除いて、あらかじめ御本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。

7 開示、訂正、利用停止等

御本人からの情報の照会、修正等の求めに対し、関係する法令等に基づき、速やかに対応します。

8 苦情の処理

取り扱う個人情報に関する苦情に対し、適切かつ迅速に対応します。

9 その他

本方針の内容を継続的に見直し、その改善に努めます。



募集説明会(オンライン開催)

助成金の交付要件、当制度の概要、申請書作成のポイントや留意点を詳しく説明します。また後半では質疑応答の時間を設けます。ぜひご参加ください。(各回とも同じ内容です)

| 主な対象 | 日 時 | |
|---------|-----------------|-------------|
| スタートアップ | 2026年1月12日(月・祝) | 10:00~11:30 |
| | | 12:00~13:30 |
| | 1月13日(火) | 15:00~16:30 |
| | | 18:00~19:30 |

申し込みは下記まで。受付後にURL等をお知らせします。申込締切は各開催日の2日前まで。



申請に関する事前相談

***スタートアップ助成の申請には、個別相談は必須です**

助成金の対象となる事業の見極め、申請書の書き方や対象経費の範囲など、助成金申請に係る各種相談に応じ、提出までをサポートしています。スタートアップを申請する団体は必須となっておりますが、その他の団体もなるべくご活用ください。

【センター休館日のお知らせ】以下の日程は、窓口での受付や電話対応等ができませんのでご注意ください

- ・2025年**12月15日(月)**終日
- ・2026年**1月19日(月)**終日



2025年度かわさき市民公益活動助成金交付団体

公開事業報告会開催のお知らせ

2025年度交付団体の1年間の事業成果を報告します。団体と自由に交流できるスペースも設置しているので、個人・団体を問わず、興味・関心のある方ならどなたでも参加できます。今後の参考に、ぜひお気軽にいでください。

【日 時】2026年4月26日(日) (予定)

【場 所】かわさき市民活動センター

JR南武線「武蔵小杉」駅下車 徒歩3分・JR横須賀線「武蔵小杉」駅下車 徒歩5分
東急東横線・目黒線「武蔵小杉」駅下車 徒歩2分

【内 容】2025年度かわさき市民公益活動助成金交付団体による事業成果報告

※ 詳細は下記までお問合せください。

《提出・問合せ先》

公益財団法人 かわさき市民活動センター

〒211-0004 川崎市中原区新丸子東 3-1100-12

電話:044-430-5566 フax:044-430-5577

E-mail suisin@kawasaki-shiminkatsudo.or.jp

U R L <https://www2.kawasaki-shiminkatsudo.or.jp/volunt/>